

障がい者就労支援事業所各位

岐阜県セルフ支援センター所長

販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。

つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までに FAX にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

記

イベント名	岐阜福祉の杜 in イオンモール各務原 (主催：岐阜県セルフ支援センター)
募集事業所数	20 事業所 ※応募多数の場合は、当センターにて選定を行い、決定します。
販売期間 ・ 販売時間	令和 7 年 5 月 26 日 (月) ～令和 7 年 5 月 30 日 (金) 10 時 00 分から 17 時 00 分まで ※最終日は 10 時 00 分から 16 時 30 分まで
販売場所	イオンモール各務原 (1F センターコート)
備 考	○バーコードラベルおよび集中レジを用いた販売会です。 ○事業所からの販売員常駐は不要で、試食・試飲の提供は不可となります。 (ただし、販売促進のための職員派遣は可能です。) ○販売台 (W1800×D450 または W1800×D800) を 1 事業所につき 1 台 ご用意します。 ※詳細は、後日送付する出店案内に掲載のレイアウトにてご確認ください。 ○バーコードラベルは、当センターで準備します。(後日郵送) ○売上金は、後日送金します。 ○別添の【「岐阜福祉の杜」の出店における遵守事項】をご確認ください。 【事業所の役割】 〈期間前〉 バーコードラベルの貼付 〈期間初日〉 搬入・陳列 〈期間中〉 商品補充 (随時)
申込期限	令和 7 年 4 月 21 日 (月)
備 考	・食品を取り扱う場合は、販売前に賞味期限の再確認をお願いします。

◎お申し込み方法

『令和7年度イベント出店申込書』に必要事項を記入のうえ、申込期限までに FAX 送信ください。

FAX 番号 058-275-4888

【PL 保険の欄】

製造物責任法（通称：PL 法）は、製造者の過失を要件とせず、製造物に欠陥があったことを要件とすることにより、被害者が損害賠償責任を追及しやすくした法律です。

製造者には無過失責任があり、これをカバーするため、損害保険会社では PL 保険を取り扱っていますので、事業所の加入状況をお知らせください。

【PL 保険】…未加入の場合、現時点ではコンプライアンス違反とはみなされず出店は可能ですが、当センターには、主催者・販売者として、販売商品および事故対応についての説明責任がありますので、必ず該当欄に記入ください。

※未記入の場合は、出店出来ないことがありますので、ご承知おきください。

◎利用料徴収について

当センター設置規則に基づき、販売利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店の可否について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに FAX にて連絡いたします。

岐阜県セルフ支援センター事務局（担当：安田）
TEL 058-201-1561/ FAX 058-275-4888

「岐阜福祉の杜」の出店における遵守事項

○岐阜福祉の杜について

- ・岐阜福祉の杜は、ポスレジを用いた集中レジ方式です。販売については、バーコードラベルをレジで読み取り会計を行います。販売会の期間は、ポスレジにて売上金額を一括管理し、販売会後に出店事業所へ売上金を送金します。

※送金は状況により異なりますが、2週間ほどかかる予定です。

- ・レジ係は、本会の業務委託先事業所又は本会業務委託先事業所から再委託を受けた事業所が行います。そのため、出店事業所の販売員の派遣は必要ございませんが、商品が売り切れた場合の追加納品は各出店事業所にて行う必要がございます。

※商品の在庫、バーコードラベルが無い場合は、他の事業所の商品で売り場を埋めます。

なお、販売会の途中でのバーコードラベルの追加発注はできません。足りなくなった場合は、各事業所でバーコードラベルをコピーしご使用ください。

また、バーコードラベルにつきましては、商品の価格変更やレジスターが変わる等が起こらない限りは、次回以降の岐阜福祉の杜で使用できます。

- ・岐阜福祉の杜は、主催者がセルフ支援センターであり、上記の販売会の形式上、セルフ支援センターが販売を行います。そのため、出店を希望される事業所におかれましては、コンプライアンス等に対応していただく必要がございますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〈岐阜福祉の杜における役割〉

内容	役割担当
出店募集等取りまとめ	セルフ支援センター
バーコードラベルの手配	業務委託先事業所
出店案内、バーコードラベルの送付	セルフ支援センター
商品へバーコードラベル貼付	各出店事業所
初日の搬入・陳列、最終日の搬出	各出店事業所
レジ係、売り場の管理（棚出し）	業務委託先事業所
出店事業所の商品完売時の追加納品 ※追加納品を行わない場合かつ追加納品までの間は他の事業所の商品で売り場を埋めます。	各出店事業所 業務委託先事業所
販売会終了後の売上報告の FAX	各出店事業所
売上金額の送金	業務委託先事業所

○コンプライアンスについて

- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。遵守できていない事業所につきましては、出店申込できません。
- ・食品は、営業許可を受けた場所にて、調理加工・包装を行ったものを取扱ってください。
- ・傷みやすい加工食品（日持ちがしないもの、生もの等）につきましては、販売会場の意向により、出品商品を制限させていただく場合があります。特に野菜については販売出来ませんので、ご了承ください。

○出店申込について

- ・セルフ支援センターからの HP 更新および各事業所あてのメールにて周知をした募集要綱に記載のとおりお申込みください。
- ・出店申込後の商品の追加、価格の変更等につきましては、申込期限後 1 週間以内の場合のみ対応します。なお、この期間外での変更事項は対応できませんのでご容赦ください。
- ・バーコードラベルを各事業所で印刷したい場合は、バーコードデータの提供が可能ですので、出店申込用紙の下「特記事項」欄にご記入ください。
- ・募集要綱に記載してある日程は、参加事業所のみなさまが必ず遵守していただく事項です。そのため、申込後 1 週間を超える場合の商品の追加、価格変更等の変更および販売会の時間の変更（搬入・搬出等）は受け付けません。
- ・販売会で使用したい物品等がございましたら、出店申込用紙の下「特記事項」欄にご記入ください。ただし、会場によっては使用できない物品もございますので、ご承知おきください。事前に物品の使用の報告がなく、販売当日に持ち込まれた場合は使用を認めません。
※上記事項にご理解いただけない場合は今後の出店を認めません。

○出店の可否

- ・応募多数の場合は、当センターにて選定を行い決定します。
- ・出店の可否につきましては、申込事業所へ後日 FAX にてご連絡をさせていただきます。

○販売会当日まで

- ・販売会当日からおおよそ 10 日前（多少の前後あり）に各事業所へバーコードラベル、出店案内をセルフ支援センターから送付します。
- ・各事業所は、商品へバーコードラベルを貼り付けてください。併せて出店案内にも目を通し、当日の動きをご理解ください。

○販売会の期間

- ・販売会初日は、出店案内記載または添付の搬入経路より会場内に入り、集合時刻までにお集まりいただいた後、事前に配布するレイアウトのとおり各事業所の商品を陳列してください。その際、商品の価格や説明を加えた POP を用意する等レイアウトも工夫してください。また、退出時も同様の経路をご利用ください。
- ・商品が売り切れとなった際には、追加の納品をお願いします。売り切れ時は、レジ係（業務委託先事業所）から対象事業所へ連絡が入ります。
※追加納品の際においても、バーコードラベルを商品へ貼り付け、搬入時と同様の経路で会場へお入りいただき、退出時も同様の経路をご利用ください。
- ・販売会最終日は、販売会初日の搬入経路から会場に入り、会場へお越してください。定刻になり次第、撤収作業を行います。定刻よりも前の時間での途中搬出等は認めません。
※最終日の販売会終了時刻に、お客様が売り場にいる場合は、撤収作業をお控えください。

○イベント参加報告書について

- ・販売会終了後、各事業所におかれましては、FAX にて「イベント参加報告書」をお送りください。
- ※セルフ支援センター設置規則第 5 条に基づく、斡旋利用料の徴収を行う際に必要となりますので、期日までに FAX でご提出ください。

○売上の送金について

- ・販売会終了後に、業務委託先事業所より、各出店事業所へ販売会の売上が送金されます。なお、送金は各事業所への振込となりますので、出店案内同封の「口座振込申請書」を期日までに指定の宛先まで FAX する必要があります。
- ※「口座振込申請書」は出店案内送付時に同封しますので、ご確認ください。